

# 平成28年度分 環境報告書（概要）

本報告書は、「環境配慮促進法」に基づき、環境省の「環境配慮等の状況」を公表するものであり、「環境省環境配慮の方針」に基づく「環境省環境マネジメントシステム」における目標の達成状況のほか、「グリーン購入法」及び「地球温暖化対策推進法」等に基づき環境省が実施している各種取組状況も調査した。また、併せて、同方針に基づく環境保全のための政策の企画・立案の状況についても調査した。

## オフィス活動分野：環境配慮の取組の状況等

環境省全体を対象とした7つの項目（電気使用量、公用車の燃料使用量、用紙使用量、上水使用量、グリーン購入・調達状況、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量）のうち、電気使用量、グリーン購入・調達状況以外の5つの項目については、使用量等の削減に向けて、職員が意識的に取り組んでいるものの、特に、地方環境事務所及び原子力規制庁において、業務の増大やそれに伴う職員数の増加等により状況が悪化しており、政府実行計画に掲げられている目標の達成に向けて、今後、より一層の努力が必要な状況となっている。

## インプット

### （1）電気使用量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
事務所の単位面積当たり 電気使用量（kWh/m <sup>2</sup> ）	98.4	87.6	89.2	80.8
平成25年度を100とした 場合の割合（%）	100	89.0	90.7	82.1

### 目標（「政府実行計画」※<sup>1</sup>）

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。

### 実績

平成28年度の実績は、平成25年度比で82.1%となっている。

### 【電気使用量の削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」※<sup>2</sup>において、OA機器、家電製品及び照明の適正規模のもの導入・更新、クールビズ・ウォームビズの励行、冷暖房中の窓・出入口の開放禁止等の取組を進めることとしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、OA機器、家電製品等について、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められており、環境省ではこれらの物品等について、「環境省調達方針」に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進める。

- 「環境マネジメントシステム」において、OA機器の節電の励行、電灯・電気機器の節電の励行、地球温暖化対策推進のためのクールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を進める。

## (2) 公用車の燃料使用量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
公用車の燃料使用量（GJ）	12,250	14,014	15,444	17,345
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	114.4	126.1	141.6
（参考）地方環境事務所の職員数（人）	857	859	1,002	1,037

### 目標（「政府実行計画」）

2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

※「環境省実施計画」においては、「地方環境事務所及び原子力規制庁での公用車増加により、2014年度時点で既に2013年度比約15%となっている。これに伴い、公用車で使用する燃料の量の削減に係る2020年度目標（2013年度比15%減）の達成のためには、公用車の使用を2020年度までに2013年度比で1割削減する必要がある」としている。

### 実績

平成28年度の実績は、平成25年度比で141.6%となっている。

※政府全体の目標である「政府実行計画」について、環境省全体を対象とすると上記のようになるが、環境省のオフィス活動分野の環境配慮システムである「環境省環境マネジメントシステム」については、本省庁舎組織のみを対象として、平成28年度目標を「公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を前年度実績値以下とする」と定めており、平成28年度実績は前年度比86.8%であり、目標を達成している。

### 【公用車の燃料使用量の削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行うこととしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められており、環境省では「環境省調達方針」に基づき、これらの自動車について適切に調達を行う。
- 「環境マネジメントシステム」において、公用車による二酸化炭素排出抑制の効果をより一層高めることを掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車の燃料使用量の削減を進める。

### (3) 用紙使用量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
用紙使用量（t）	186	182	231	242
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	97.8	124.2	130.1

#### 目標（「政府実行計画」）

2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね10%以上削減することに向けて努めることとする。このため、審議会等資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）、業務における資料の簡素化、両面印刷等を極力行うこととする。

#### 実績

平成28年度の実績は、平成25年度比で130.1%となっている。

#### 【用紙使用量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料の削減を図ることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、極力簡潔な資料作成、必要最小限の印刷・コピー、両面コピー、不要となった片面コピーの裏面の再利用等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、用紙使用量の削減を進める。

### (4) 上水使用量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
単位面積当たりの上水使用量（m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ）	1.04	0.94	0.95	1.07
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	90.4	91.3	102.9

#### 目標（政府実行計画）

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を図る。

#### 実績

平成28年度の実績は、平成25年度比で102.9%となっている。

#### 【上水使用量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水、トイレへの流水音発生器の設置、必要に応じた水栓への節水コマの装着、水栓の水道水圧の低めの設定、水漏れの点検の徹底等の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、執務室内の張り紙等による上水使用

- の節減の励行、給湯室への張り紙による上水使用の節減の励行等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、上水使用量の削減を進める。

## (5) グリーン購入・調達状況

<環境省全体>

**目標**（環境省調達方針）

- 一般公用車：平成28年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は100%とする。
- 電気冷蔵庫等：平成28年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は100%とする。
- 紙類：調達を実施する品目については、特定調達物品等の調達目標は100%とする。

**実績**

- 一般公用車：平成28年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。
- 電気冷蔵庫等：平成28年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。
- 紙類：平成28年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。

## 循環利用・アウトプット

### (1) 温室効果ガス排出量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
温室効果ガス排出量 （t-CO <sub>2</sub> ）	9,018	9,459	10,340	10,404
平成25年度を100とした 場合の割合（%）	100	104.9	114.7	115.4

**目標**（政府実行計画）

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減することを目標とする。

**実績**

平成28年度の実績は、平成28年度比で115.4%となっている。

### 【温室効果ガス排出量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、建築物の建築、管理等に当たっての配慮（建築物における省エネルギー対策の徹底、温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択等）、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮（次世代自動車の導入、自動車の効率的利用等）、その他の事務・事業に当たっての温室効果ガ

スの排出の抑制等への配慮（エネルギー使用量の抑制、ごみの分別等）、ワークライフバランスの配慮、職員に対する研修等（職員研修の機会の提供・情報提供、温暖化対策に関する活動への参加奨励等）の取組を進めることとしている。

- 「環境マネジメントシステム」において、通常の行政事務に供する公用車への次世代自動車の導入、事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減、クールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- グリーン購入について、「グリーン購入法基本方針」に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の1つとして、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある旨の記述がある。環境省では「グリーン購入法基本方針」に即して適切に「環境省調達方針」を作成し、「環境省調達方針」に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進める。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、温室効果ガス排出量の削減を進める。

## （２）廃棄物排出量

### ① 廃棄物総量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
廃棄物総量（t）	322	335	350	356
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	104.0	108.7	110.6

### ② 可燃ごみ排出量

<環境省全体>

年度（平成）	25	26	27	28
可燃ごみ排出量（t）	177	163	160	187
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	92.1	90.4	105.6

#### 目標（政府実行計画）

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図る。

#### 実績

平成28年度の廃棄物総量及び可燃ごみ排出量の実績は、それぞれ平成25年度比で**110.6%及び105.6%**となっている。

#### 【廃棄物の排出削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、包装の簡略化、容器・包装の再使用・再生利用、使い捨て製品の使用・購入の抑制、リサイクルルートの確保等を内容とする庁舎

ごとのリサイクル計画の策定・実施責任者の指名等の取組を進めることとしている。

- 「環境マネジメントシステム」において、廃棄物総量の削減を図るため、エコバッグ等の使用の徹底、レジ袋等の辞退、使い捨て商品の購入・使用の回避等を掲げている。また、可燃ゴミ排出量の削減を図るため、執務室内への張り紙等による可燃ゴミ削減の呼び掛け等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、廃棄物排出量の削減を進める。

## 政策分野：環境施策の状況

平成28年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、環境省施策体系に掲げる施策（10施策）と各施策に含まれる目標（45目標）とし、各施策に含まれる目標ごとについて評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。

政策への反映状況は、以下の表のとおりである。

### 平成28年度事後評価（政策評価）の概要

#### 【環境省施策体系に掲げる施策（10施策）】

- ①地球温暖化対策の推進、②地球環境の保全、③大気・水・土壌環境等の保全、④廃棄物・リサイクル対策の推進、⑤生物多様性の保全と自然との共生の推進、⑥化学物質対策の推進、⑦環境保健対策の推進、⑧環境・経済・社会の統合的向上、⑨環境政策の基盤整備、⑩放射性物質による環境の汚染への対応

#### 【施策への反映状況】

反映状況	施策に反映された目標数
施策の改善・見直し	3
概算要求に反映	3
機構・定員要求に反映	0
機構要求に反映	0
定員要求に反映	0

#### <※1> 政府実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）。

#### <※2> 環境省実施計画

「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」に基づき策定された、「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画」（平成29年3月24日策定）。